様式第１号

千葉市消費生活センター宛＜ＦＡＸ番号：０４３－２０７－３１１１＞

ＦＡＸ消費生活相談申込書

**下記の内容を記入し、「千葉市消費生活センター」へＦＡＸ送付してください**。

※□は「☑」のようにチェックをいれてください。

|  |  |
| --- | --- |
| フリガナ**（必須）** |  |
| お名前**（必須）** |  |
| 性別 | □男性　　□女性 |
| 電話番号**（必須）** |  |
| ＦＡＸ番号**（必須）** |  |
| 在住・在勤・在学**（必須）** | □住所が千葉市内　　　□勤務先が千葉市内　　□通学先が千葉市内 |
| 住所**（必須）** | 市外にお住まい方は、その他を選択し都道府県名を記入してください。□千葉市中央区　□千葉市花見川区　□千葉市稲毛区□千葉市若葉区　□千葉市緑区　　　□千葉市美浜区□その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 年代 | □１０歳代　□２０歳代　□３０歳代　□４０歳代□５０歳代　□６０歳代　□７０歳代　□８０歳代以上 |
| 職業 | □給与生活者　□自営業　□家事　□学生　□無職　□その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 具体的な相談内容**（必須）**※記入欄のスペースが不足する場合は、恐れ入りますが他の用紙をご利用くさだい。 | いつ、どこで、何を、どのように契約（購入等）しましたか。できるだけ詳しく記入してください。 |
|  |
| 契約日　購入日 | 　　　　年　　　月　　　日（購入日、契約日、注文日、申込日など） |
| 契約金額 | 　　　　　　　　　　　　　円 |
| 支払い済の金額 | 　　　　　　　　　　　　　円 |
| 支払い方法 | □現金　□クレジットカード□その他（　　　　　　　　　　　　　） |
| 希望する回答方法**（必須）** | □「電話」での回答　　□「ＦＡＸ」での回答・「ＦＡＸによる回答」を希望された場合でも、記入された内容では詳細が分からず、的確な助言ができないと判断した場合、**電話で直接お話しをうかがっての回答となる場合**があります。・センターからの電話は、**平日９：００～１６：３０**です。電話での回答を希望する時間帯・希望日があれば、必ず通信欄に入力してください。なお、電子メールによる回答を希望の場合は、インターネット消費生活相談をご利用ください。ただし、この場合においても、電話での回答となる場合があります。 |
| 通信欄 |  |

【相談に関する注意事項】

１．対象者は、千葉市内に在住・在勤・在学の方です。

２．相談内容は、消費者と事業者間の売買・契約に関するトラブルや問い合わせが対象です。

**※事業者の方からの事業上の取引、個人間の取引に関するご相談はお受けしていません。**

**※受付できる相談は、新規の相談のみです。すでに当センターで相談されている場合は、引き続き電話等でご相談ください。**

３．回答は受け付け順で行います。ＦＡＸによる回答は受付後５日程度かかります。（土日祝・年末年始の閉庁期間を除く）

回答方法は、「電話」又は「ＦＡＸ」となります。

※お急ぎの方、クーリングオフなど時間に制限がある場合は、電話または来所でご相談ください。

４．ＦＡＸによる回答は原則１回限りで、あっせん（事業者との交渉）は行いません。

※あっせんが必要な場合は、電話または来所でご相談ください。

５．ご相談の内容によっては、他機関をご紹介する場合があります。

６．ＦＡＸ消費生活相談は、限られた情報のみで回答するため、一般的な回答となります。

　　また解決を保証するものではありません。

７．記入していただいた個人情報は、相談業務以外の目的のために利用・提供はいたしません。

回答と統計処理のためだけに利用します。また、個人情報は千葉市個人情報保護条例に基づ

き適正に管理いたします。

**（お問い合わせ先）**

千葉市消費生活センター

〒260-0045　千葉市中央区弁天1丁目25番1号　暮らしのプラザ内

電 話：０４３－２０７－３０００（相談専用）

ＦＡＸ：０４３－２０７－３１１１

※月～金曜日（祝日、年末年始を除く）　９：００～１６：３０

土曜日　９：００～１６：３０（電話相談のみ）